

FinCity. Tokyo 主催イベント  
「Tokyo Asset Management Forum 2026」  
講演原稿

2月5日（木）9:05-9:20（15分）

タイトル：「資産運用立国の実現に向けた取組について」

1. はじめに

ただいまご紹介をいただきました、金融庁長官の伊藤です。

本日は、Tokyo Asset Management Forum の開催に当たって講演の機会をいただき、FinCity. Tokyo の関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

本日のイベントでは、新興運用業者の振興やアセットオーナーシップ改革の推進に向けた様々な議論が行われると伺っております。そこで、私からは、冒頭のご挨拶として、政府における資産運用立国の実現に向けた施策について、お話をさせていただきます。

政府においては、2023年12月に「資産運用立国実現プラン」を策定し、金融・資本市場のメカニズムを通じて、経済の持続的な成長と国民の資産所得の増加を後押しする政策に取り組んでいます。

具体的には、

- ・ 家計が、安定的な資産形成に向けて、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける、
- ・ 販売会社は家計へ多様な資産形成手段を提供し、運用会社等は受益者の最善の利益を実現できるよう資金を運用する、
- ・ 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる、
- ・ その恩恵が資産所得という形で家計に還元されることで、更なる投資や消費につながる、

こうした資金の好循環を生み出すため、家計、企業をはじめとするインベストメント・チェーンを構成する各主体に対して様々な取組を実施してきました。

例えば、2024年1月に新NISAが開始され、足元では、18歳以上の国民の4人に1人がNISA口座を保有するに至るなど、一定の成果が見られています。

足元では、高市総理から就任早々、「強い経済」の実現に向け、資産運用立国を更に推進・発展させるとの明確なメッセージが表明されました。

加えて、成長戦略を加速させるためには、金融の力が不可欠であるとして、新たに設置された日本成長戦略会議の下に、片山金融担当大臣がヘッドとなる分科会が設置され、議論が開始されました。

この分科会では、金融を通じて、日本経済の潜在力を解き放つとともに、国民の豊かさを向上させるための金融戦略を本年夏までに策定することとしています。

そこで、資産運用立国を更に推進していくため、

- ・ コーポレートガバナンス改革等を通じた企業の「稼ぐ力」の向上、
- ・ それを支えるための、官民連携による成長資金の供給拡大、
- ・ 受益者の最善の利益を確保していくためのアセットオーナーの機能向上、

といったテーマについて施策を検討していきます。

また、地域金融力の強化や、経済活動を支える決済サービスの高度化も非常に重要な検討課題です。

検討テーマは多岐にわたりますが、「強い経済」の実現に向けて、官民が緊密に連携して取り組んでいきたいと考えております。

## 2. 資産運用サービスの高度化

本日は、本フォーラムのテーマである「新興運用業者の育成」と「アセットオーナーシップの改革」についてお話しします。

まず、新興運用業者の振興に向けた、資産運用サービスの高度化に関する取組についてです。

資産運用業は、家計や、年金などのアセットオーナーの資金を、国内外の成長投資につなげ、その恩恵を家計にもたらし、という重要な役割を担っています。

日本の資産運用業は、投資信託や年金・保険の資産など、足元で約 1,000 兆円の資産を運用していますが、10 年前の 3 倍となるなど、大きく成長を続けています。

資産運用業が今度とも成長を続け、インベストメント・チェーンにおける役割を果たしていくためには、一層の運用力の向上を図る必要があります。

このため、金融庁では、日本版 EMP「新興運用業者促進プログラム」を策定し、規制緩和による投資運用業への新規参入促進や、金融機関に対する新興運用業者の積極的な活用の要請などに取り組んでいます。

規制緩和の 1 つは、新興運用業者が運用に専念できるよう、コンプライアンスや投信計理といった、いわゆるミドル・バックオフィス業務を外部委託する場合に、体制整備の要件を緩和したものです。これにより、腕の立つアセットマネジャーが、従来と比べて少人数で新規参入することが可能となりました。

2024 年の通常国会で金商法を改正し、昨年 5 月の改正法施行以降、投資運用業者がミドル・バックオフィス業務を委託できる「投資運用関係業務受託業者」は、3 社が登録されました。現在、

登録の準備を進めている事業者もあると聞いております。

こちらは日本への参入を検討している海外の運用業者からも好意的に受け止められており、金融庁としては、引き続き登録手続きを円滑に進めてまいります。

もう1つの規制緩和は、投資運用業者が、運用のコンセプトや投資ユニバースの設定といった企画・立案業務を除いた、投資実行の全部委託を可能としたものです。こちらについても、昨年5月に改正法が施行されています。

これにより、新興運用業者は、いわゆるファンド・マネジメント・カンパニーを活用することが可能となります。ファンドの設定や運営管理といった業務を専門のファンド・マネジメント・カンパニーに担ってもらうことで、自社は投資運用業務に専念するような、新たなビジネスモデルの創出も期待されます。

こうした規制緩和のほか、金融庁では、新興運用業者の積極的な活用を望む金融機関及びアセットオーナーのため、新興運用業者を一覧化したリストを官民連携で提供しています。

また、銀行、保険会社等の金融機関に対し、新興運用業者の積極的な活用等の要請を行っているほか、金融機関における更なる取組を後押しするため、金融機関の取組事例を金融庁ホームページに掲載しており、本年1月時点で26社の事例を掲載しています。

FinCity Tokyo でも、国内外の機関投資家向けに、独自の運用手法や投資哲学を持つ新興運用業者などを中心に選出・公表する「EM Showcase」を2023年度より実施されていると承知しています。

こうした取組により、金融機関の中には、「EM Showcase」で

紹介された新興運用業者に運用委託を行った事例が出てくるなど、新興運用業者の活用は進展してきております。

資産運用会社の競争を促し、業界全体の運用力の向上につなげていくため、このような取組を通じて、金融機関等に対して新興運用業者の活用を引き続き促してまいります。

### 3. アセットオーナーに向けた改革

次に、アセットオーナーに向けた改革です。年金や保険等の形で家計の資金を運用しているアセットオーナーが、受益者等の最善の利益を追求するためには、運用に係るガバナンスや、リスク管理が適切に行われることが重要です。

これらの共通原則を示した「アセットオーナー・プリンシプル」が2024年8月に策定され、本年1月末時点で、337の主体が受入表明をしています。

このプリンシプルにおいて、「知名度や規模のみによる判断をせず、運用責任者の能力や経験（従前の運用会社での経験等を含む）を踏まえ、検討を行うことが望ましい。例えば、新興運用業者を単に業歴が短いことのみをもって排除しないようにすることが重要である」旨、盛り込まれました。

新興運用業者におかれては、この文言を踏まえ、アセットオーナーに対して、受益者等の利益にかなう資産運用を自社が担うことができることを積極的にアピールしていただきたいと考えております。

その結果、委託先金融機関の健全な競争、ひいては投資先企業の持続的成長や我が国における資金の好循環の実現につながることを期待しています。

### 4. 終わりに

これまでご紹介したものを含め、資産運用立国の実現に向けた取組については、国内外の市場関係者から、ポジティブな評価

をいただいているところです。

これからも、資産運用立国を更に推進・発展させ、金融の力で「強い経済」の実現に貢献したいと考えています。そのためには、金融業界、とりわけ資産運用業界の一層の発展が不可欠です。

日本から、銀行業や保険業と同じように、世界の資産運用会社と質・量ともに伍していけるプレーヤーが育ち、日本の金融業をリードする柱となるよう、金融庁として、皆様とともに、業界の健全な発展を推進してまいりたいと思います。

特に、本年4月に発足する「資産運用業協会」においては、資産運用立国の実現に向け、企画・立案機能や自主規制機能の強化などに取り組み、業界の健全な発展を後押ししていく協会となることを期待しています。

また、金融庁では、昨年7月の資産運用課の新設に続いて、今年夏に組織再編を行い、近年重みが増す資産運用業およびアセットオーナーでもある保険業に対する監督の連携強化を図ること等を目的として、「資産運用・保険監督局」の設置を予定しています。

金融機関の皆様におかれても、自社の運用力の向上や、将来的な顧客向け商品の委託先の開拓に向けた新興運用業者の活用の取組は、資産運用サービスの向上につながるものと考えておりますので、引き続きの取組をお願いいたします。

また、多様な運用を行う多数の新興運用業者が登場し、既存の運用会社とともに、より良いサービスを競い合うことで、業界全体のレベルが向上していく、こうした環境が日本で根付いていくことを期待しています。

最後になりますが、本日のイベントが皆様にとって実り多い議論の場となることを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

(以上)